

地方拠点強化税制について

平成30年1月11日
内閣府地方創生推進事務局
参事官（地域再生担当） 實國 慎一

目次

1. 現行制度と実績・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
2. 平成30年度税制改正案・・・・・・・・・・・・P 7

目次

1. 現行制度と実績・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

2. 平成30年度税制改正案・・・・・・・・・・・・P 7

地方拠点強化税制について(現行制度)

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能の強化を支援



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

東京一極集中の是正
地方移転の促進



地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等は地方拠点強化税制の対象外となる。

オフィス
減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、
特別償却15%又は税額控除4%

措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、
特別償却25%又は税額控除7%

措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

雇用促進
税制
(特則)

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、
①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、

増加雇用者1人当たり最大60万円(注)を税額控除

②雇用増加率が10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円(注)を税額控除(注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、

増加雇用者1人当たり最大90万円(注)を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円に、特定業務施設の増加雇用者1人当たり30万円上乘せ》
②上記①のうち上乘せ30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》
(注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

地方拠点強化税制の活用について

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略K P I

目標：企業の地方拠点強化の件数を、2020年までの5年間で**7,500件**増加、地方拠点における雇用者数を**4万人**増加

2. 地域再生計画の認定状況（地方活力向上地域特定業務施設整備事業を記載したもの）

- ・ これまでに、国が全国で44道府県51計画を認定 ※未認定自治体：3都県(東京都、神奈川県、沖縄県)
- ・ 認定を受けた各道府県の地域再生計画における目標値の合計は次のとおり

【事業件数】**1,403件**（内訳：移転型事業280件、拡充型事業1,123件） 【雇用創出人数】**11,560人**

3. 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況

平成29年11月末現在として、12月15日までに都道府県から報告を受けた認定状況は次のとおり

- ・ 事業件数：**197件**（内訳 移転型事業19件、拡充型事業178件）
- ・ 雇用創出人数※：**9,861人**（内訳 移転型事業439人、拡充型事業9,422人）

（※）移転・拡充先となる特定業務施設における新規採用者数と他の事業所からの転勤者数の合計数

4. 地方拠点強化税制の適用実績（出典：平成27年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」）

- ・ オフィス減税**4件**、雇用促進税制**7件**

※平成27年8月に施行されたばかりで、施行後間もない制度であったために、昨年度の実績が少なくなっている。

（自治体の地域再生計画の認定、事業者の整備計画の認定、実際の設備投資等の後に、初めて税制が適用可能なため）

地方拠点強化税制による雇用創出計画（平成29年11月末現在）

| 番号 | 都道府県 | 地域再生計画 | | 特定業務施設整備計画 | |
|----|------|--------------|---------------|------------|------------------|
| | | 整備計画 認定件数 | 雇用創出数 (※1) | 認定件数 | 雇用創出数 の合計(※2) |
| 1 | 北海道 | 41 | 205 | 3 | 213 |
| 2 | 青森県 | 10 | 50 | 1 | 25 |
| 3 | 岩手県 | 12 | 70 | 0 | 0 |
| 4 | 宮城県 | 15 | 100 | 1 | 5 |
| 5 | 秋田県 | 12 | 60 | 0 | 0 |
| 6 | 山形県 | 25 | 150 | 2 | 54 |
| 7 | 福島県 | 17 | 105 | 2 | 16 |
| 8 | 茨城県 | 85 | 425 | 17 | 964 |
| 9 | 栃木県 | 13 | 130 | 7 | 109 |
| 10 | 群馬県 | 40 | 200 | 3 | 110 |
| 11 | 埼玉県 | 25 | 125 | 1 | 12 |
| 12 | 千葉県 | 18 | 90 | 3 | 68 |
| 13 | 東京都 | - | - | 0 | 0 |
| 14 | 神奈川県 | - | - | 0 | 0 |
| 15 | 新潟県 | 9 | 45 | 10 | 70 |
| 16 | 富山県 | 27 | 500 | 14 | 1035 |
| 17 | 石川県 | 20 | 400 | 8 | 171 |
| 18 | 福井県 | 10 | 150 | 7 | 381 |
| 19 | 山梨県 | 9 | 225 | 4 | 1216 |
| 20 | 長野県 | 9 | 80 | 5 | 95 |
| 21 | 岐阜県 | 30 | 210 | 2 | 65 |
| 22 | 静岡県 | 30 | 165 | 12 | 604 |
| 23 | 愛知県 | 12 | 70 | 6 | 707 |
| 24 | 三重県 | 8 | 55 | 6 | 199 |

| 番号 | 都道府県 | 地域再生計画 | | 特定業務施設整備計画 | |
|----|------|--------------|---------------|------------|------------------|
| | | 整備計画 認定件数 | 雇用創出数 (※1) | 認定件数 | 雇用創出数 の合計(※2) |
| 25 | 滋賀県 | 20 | 200 | 5 | 205 |
| 26 | 京都府 | 19 | 190 | 5 | 1,459 |
| 27 | 大阪府 | 110 | 550 | 0 | 0 |
| 28 | 兵庫県 | 26 | 520 | 5 | 89 |
| 29 | 奈良県 | 7 | 40 | 0 | 0 |
| 30 | 和歌山県 | 15 | 150 | 1 | 5 |
| 31 | 鳥取県 | 10 | 500 | 3 | 30 |
| 32 | 島根県 | 9 | 65 | 1 | 18 |
| 33 | 岡山県 | 12 | 70 | 7 | 57 |
| 34 | 広島県 | 150 | 750 | 7 | 869 |
| 35 | 山口県 | 10 | 100 | 3 | 38 |
| 36 | 徳島県 | 30 | 175 | 3 | 52 |
| 37 | 香川県 | 10 | 100 | 2 | 29 |
| 38 | 愛媛県 | 45 | 225 | 3 | 34 |
| 39 | 高知県 | 10 | 100 | 0 | 0 |
| 40 | 福岡県 | 110 | 550 | 16 | 430 |
| 41 | 佐賀県 | 16 | 240 | 1 | 18 |
| 42 | 長崎県 | 11 | 160 | 1 | 150 |
| 43 | 熊本県 | 130 | 1,750 | 5 | 38 |
| 44 | 大分県 | 15 | 150 | 3 | 43 |
| 45 | 宮崎県 | 147 | 1,285 | 11 | 173 |
| 46 | 鹿児島県 | 14 | 80 | 1 | 5 |
| 47 | 沖縄県 | - | - | 0 | 0 |
| - | 全国合計 | 1,403 | 11,560 | 197 | 9,861 |

※1 道府県による地域再生計画に記載のある5年間で創出する雇用数の計画

※2 認定企業による当該特定業務施設において増加する従業員数（新規採用、同一法人の他事業所からの配置換え）の計画

目次

1. 現行制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

2. 平成30年度税制改正案・・・・・・・・・・P 7

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本特例措置を延長(2年間)及び拡充する。

地方拠点強化税制の拡充

1 制度全体の拡充 ※東京23区からの本社機能移転(移転型事業)及び地方の本社機能拡充(拡充型事業)

(1) 要件の緩和

●計画認定:移転・拡充先施設で従業員数が10人(中小5人)以上増加
<雇用促進税制の適用要件>
①単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加
②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加
③1人あたり最大控除額60万円適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上

●従業員数が5人(中小2人)以上増加
<雇用促進税制の適用要件>
①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加
②法人雇用増加率×20%以上増加
③移転型は5%以上、拡充型は8%以上

(2) 支援対象施設の拡充

支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ

工場内の研究開発施設も対象

2 移転型事業の拡充

(1) 支援対象外地域の見直し

支援対象外地域:首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部

近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加
※オフィス減税は他地域と同率。雇用促進税制は最大80万円/人の税額控除

(2) 要件の緩和

①対象区域:道府県内の一部に限定
②計画認定:計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象
②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では1/4以上の転勤者で可

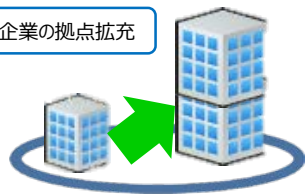
※雇用促進税制の上乗せ部分(30万円×3年=90万円)とオフィス減税は引き続き併用可

地方交付税による減収補填措置の拡充

移転型事業について、これまでの不均一課税に加え、課税免除をした場合も減収補填措置の対象に追加 ※補填率は現行と同一

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方活力向上地域特定業務施設整備計画 (知事認定)

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上

対象施設: 事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域: 東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

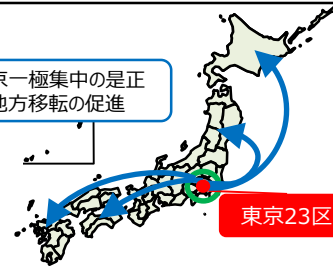
オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**

措置対象: 建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件: 2,000万円 (中小企業者1,000万円)

移転型

東京23区からの移転の場合、**拡充型よりも支援措置を深掘り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域特定業務施設整備計画 (知事認定)

認定要件: 同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件

① 計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は

② 初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可

対象施設: 同左

対象区域: 同左 + 小規模コア等の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域: 東京圏の既成市街地等

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除7%又は特別償却25%**

措置対象: 同左

雇用促進税制 (本則)

適用要件: ① 特定業務施設の雇用者増加数 (非正規除く) が2人以上 ② 前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③ 事業主都合の離職者なし

① 法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者 1人当たり最大60万円** (注) を税額控除

② 雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

① 法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者 1人当たり最大90万円(80万円*)** (注) を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円 (注) に、増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)上乗せ》

* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

② 上記①のうち上乗せ分は**最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》

※ 雇用促進税制の上乗せ部分 (30万円×3年=90万円) とオフィス減税は引き続き併用可

(注) 増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

支援対象地域等について (地域再生法第5条第4項第5号、令第5、11条)

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



東京23区及び支援対象外地域

東京圏

| | |
|----|--|
| 赤色 | ○東京23区 |
| 黄色 | ○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等) |

中部圏中心部

| | |
|----|---|
| 黄色 | ○愛知県(名古屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ(※地域再生法の改正が必要) |
|----|---|

近畿圏中心部

| | |
|----|---|
| 黄色 | ○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ(※地域再生法の改正が必要) 9 |
|----|---|

- ◆ **東京23区**
東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。
- ◆ **支援対象外地域**
黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。
 - 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
 - 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
 - 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

【参考】平成30年度政府税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）

3 地方創生の実現

（国 税）

地方拠点強化税制の見直し ※地方税も同様の記載

- (1) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (2) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち同意雇用開発促進地域に係る措置の廃止に伴い、同制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組するとともに、次の見直しを行い、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 「増加雇用者数が5人以上（中小企業者等については、2人以上）であること」との要件を、「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」とする。
 - ② 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件における比較給与等支給額について、その計算の基礎となる増加雇用者数に応じた給与等支給額に乘ずる割合を20%（現行：30%）に引き下げる。
 - ③ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における地方事業所税額控除限度額を次の金額の合計額とする。
 - イ 30万円（雇用者の増加割合が8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、60万円）に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額
 - ロ 20万円（雇用者の増加割合が8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、50万円）に、新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。）から無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数を乗じて計算した金額
- (注) 地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とする。
- ④ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額について、改正後の地域再生法の準地方活力向上地域（仮称）の特定業務施設に係る金額を20万円（原則：30万円）にその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。
- (注1) 地方事業所基準雇用者数に係る措置については、上記（1）の制度との選択適用とする。
- (注2) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置については、上記（1）の制度の適用を受ける事業年度において地方事業所基準雇用者数に係る措置の要件を満たす場合には、適用できることとする。
- (注3) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。
- (3) 地域再生法等の改正及び運用の適正化を前提に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。
- ① 準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部を、移転型事業の対象地域とする。
 - ② 「特定業務施設の従業員数及び増加従業員数が10人以上（中小企業者については、5人以上）であること」との計画の認定要件について、5人以上（中小企業者については、2人以上）に引き下げる。
 - ③ 移転型事業に係る「計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域からの転勤者であること」との計画の認定要件（現行要件）に、「特定業務施設が整備され事業を開始した年度における特定業務施設の増加従業員数の過半数が特定集中地域からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じた特定業務施設の増加従業員数の4分の1以上の数が特定集中地域からの転勤者であること」との要件を加えた上、現行要件との選択とする。
 - ④ 工場内にある一定の研究施設等が特定業務施設に該当すること及び移転型事業の対象地域の範囲について明確化する。